

政令番号391 ヘキサメチレン=ジイソシアネート

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬	農業用以外殺虫剤	その他	
1	北海道	1.1E+0							1.1
2	青森県	3.3E-1							0.3
3	岩手県	3.7E-1							0.4
4	宮城県	5.8E-1							0.6
5	秋田県	2.8E-1							0.3
6	山形県	5.8E-1							0.6
7	福島県	7.2E-1							0.7
8	茨城県	1.3E+0							1.3
9	栃木県	1.3E+0							1.3
10	群馬県	2.1E+0							2.1
11	埼玉県	3.6E+0							3.6
12	千葉県	1.2E+0							1.2
13	東京都	3.7E+0							3.7
14	神奈川県	3.2E+0							3.2
15	新潟県	1.3E+0							1.3
16	富山県	5.3E-1							0.5
17	石川県	6.1E-1							0.6
18	福井県	3.1E-1							0.3
19	山梨県	5.1E-1							0.5
20	長野県	1.4E+0							1.4
21	岐阜県	1.6E+0							1.6
22	静岡県	3.9E+0							3.9
23	愛知県	7.0E+0							7.0
24	三重県	1.3E+0							1.3
25	滋賀県	5.8E-1						1.9E-2	0.6
26	京都府	8.2E-1							0.8
27	大阪府	4.5E+0							4.5
28	兵庫県	2.3E+0							2.3
29	奈良県	3.0E-1							0.3
30	和歌山県	3.2E-1							0.3
31	鳥取県	1.5E-1							0.1
32	島根県	2.3E-1							0.2
33	岡山県	9.8E-1							1.0
34	広島県	2.1E+0							2.1
35	山口県	5.5E-1							0.5
36	徳島県	2.3E-1							0.2
37	香川県	5.3E-1							0.5
38	愛媛県	7.8E-1							0.8
39	高知県	2.5E-1							0.2
40	福岡県	1.3E+0							1.3
41	佐賀県	2.9E-1							0.3
42	長崎県	7.8E-1							0.8
43	熊本県	5.3E-1							0.5
44	大分県	4.5E-1							0.5
45	宮崎県	2.7E-1							0.3
46	鹿児島県	3.4E-1							0.3
47	沖縄県	2.2E-1							0.2
	全国	5.8E+1						1.9E-2	57.6